

令和4年

9月農業委員会総会議事録



議案書 2 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転 6 件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。

議案書 3 ページをお願いいたします。

議案第 1 号、1 番、阪本町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局

事務局の麓でございます。

議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在地は阪本町で、地目は田 1 筆、面積は 9 8 1 m<sup>2</sup>、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から 8 km、自動車で 3 0 分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機などを保有しており、農業従事日数は 2 5 0 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺農地の耕作に支障のないよう注意いたします。農業で使用する農薬の使用方法などについて、地域の防除基準に従います」とのことです。

続きまして、地区担当の森富士雄推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ、保全管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に電話にて意思確認したところ、譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地でオリーブなどを栽培する予定です。申請どおり問題ありません」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第 1 号、1 番については許可することと決定いたします。

続きまして、議案第 1 号、2 番、東阪本町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局

議案書 3 ページ、2 番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は東阪本町で、地目は畑 2 筆、面積は合わせて 9 9 4 m<sup>2</sup>、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案

書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約2.5 km、自動車です15分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機などを保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「耕作物及び耕作方法については、現在の耕作者である所有者と同様の作物及び方法により行いますので、従来と変化はないと思います」とのことです。

続きまして、地区担当の森富士雄推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ、保全管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に電話にて意思確認したところ、譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地でジャガイモ、タケノコなどを栽培する予定です。申請どおり問題ありません」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、2番については許可することと決定いたします。

続きまして、議案第1号、3番、福瀬町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局

議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は福瀬町で、地目は畑1筆、面積は16㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から1 km、自動車です5分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺農家に迷惑をかけないように農薬の使用について地域の基準を守ります」とのことです。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ、果樹栽培されている農地であり、譲受人・譲渡人に確認したところ、譲受人の畑の一部が譲渡人の名義になっていたため、現状に修正するため申請したとのことで、申請どおり問題ありません」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、3番については許可することに決定します。

続きまして、議案第1号、4番、5番池田下町の物件につきまして、前田委員が農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。

(前田敏行委員退席)

議案第1号、4番、5番について、関連があることから一括説明願います。

議案書3ページ、4番、5番について、関連があることから一括説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、4番、池田下町で、地目は田3筆、面積は合わせて561㎡、5番、池田下町で、地目は田1筆、面積は42㎡でございます。譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から0.5km、自動車で5分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「今回譲り受ける農地は、自宅より近接した場所であり、かつ一部は隣地を耕作していることから集積に関する支障はない。また、低農薬栽培など近隣農家と同様に取組を計画しており、周辺への影響は少ない」とのことです。

続きまして、地区担当の藤原副会長から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ、野菜栽培と雑草が繁茂している農地であり、譲渡人と譲受人に電話にて意思確認したところ、譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で作物を栽培する予定です。申請どおり問題ありません」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

藤原副会長

事務局

た。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく  
お願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、4番、5番については許可することに決定いたします。

(前田敏行委員入室)

続きまして、議案第1号、6番、尾井町の物件につきまして事務局から説明願いま  
す。

事務局

議案書3ページ、6番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は尾井町で、地目は田1筆、面積は439㎡、譲  
渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のと  
おりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約2km、自動車で5分の距離に位  
置しております。

譲受人は、耕運機などを保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を  
行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「従来と同じ方法で耕作するので支障はあり  
ません」とのことです。

続きまして、地区担当の田中推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ、水稻栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に会っ  
て意思確認したところ、譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は  
申請地で水稻を栽培する予定です。申請どおり問題ありません」との報告を受けてお  
ります。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでし  
た。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく  
お願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、6番については許可することに決定します。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の

用途に転用するため、これらの使用貸借権の設定1件に関する申請を、別紙のとおり定めるものといたします。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第2号、1番、観音寺町の物件につきまして、西辻委員が農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。

(西辻達佳委員退席)

事務局から説明願います。

事務局

事務局の西川です。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は観音寺町で、地目は田3筆、面積は合わせて622㎡、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

立地基準につきましては、道路、鉄道、河川など恒久的な施設などに区画された区域の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地と判断します。

転用目的は露天資材置場で、借り人は建設業を営んでおり、現在利用中の資材置場では手狭になったため、事業所からも近く、借り人の代表取締役が所有する本申請地を使用貸借にて露天資材置場に転用するものです。

続きまして、片桐推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は、現在休耕地の農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。貸し人、借り人に確認したところ、申請内容のとおり間違いなく、借り人は許可後速やかに転用し地目を変更するとのことで、許可やむを得ないと認めます」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第2号、1番については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

(西辻達佳委員 入室)

議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画4件を、別表のとおり定めるものとします。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第3号、1番、小野田町、坪井町、仏並町の物件につきまして、岡田委員が農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。

(岡田如弘委員退席)

事務局から説明願います。

事務局

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は小野田町・坪井町・仏並町で、地目は田6筆、畑10筆、面積は合わせて4,930㎡でございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の式森委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手・借り手に電話で意思確認をいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で野菜栽培を行うことを確認しました。申請どおり問題ありません」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からもこの件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第3号、1番については決定することとします。

(岡田如弘委員 入室)

続きまして、議案第3号、2番、一条院町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は一条院町で、地目は田1筆、面積は700㎡でございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の橋本委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、保管理されている農地であり、貸し手に面談し意思確認を行った。貸し手は申請地を貸すことに同意されております。申請どおり問題ありません」との報告を受けております。



また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第3号、2番については決定することとします。

続きまして、8ページをお願いいたします。

議案第3号、3番、4番、仏並町の物件につきまして、関連があることから一括説明願います。

事務局

議案書8ページ、3番、4番について、関連があることから一括説明させていただきます。

物件の所在地ですが、3番、仏並町で、地目は畑1筆、面積は3,166㎡、4番、仏並町で、地目は畑1筆、面積は1,496㎡でございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の式森委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手に意思確認を電話でいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、申請どおり問題ありません」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第3号、3番、4番については決定することとします。

次に、9ページをお願いいたします。

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、適格者証明願1件に関する願出を別表のとおり定めるものとする。

10ページをお願いいたします。

議案第4号、1番、和気町一丁目の物件について事務局から説明願います。

事務局	<p>議案書10ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件は和気町一丁目で、地目は田2筆、面積は合わせて1,771㎡でございます。被相続人、農業相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については議案書のとおりとなっております。</p> <p>また、地区担当の辻野委員と現地調査を行いましたところ、水稻栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
藤原副会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>議案第4号、1番については決定することとします。</p> <p>次に、報告案件に移ります。</p> <p>議案書11ページ、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用2件を専決により受理いたしましたので報告いたします。</p> <p>12ページを御参照ください。</p> <p>次に、議案書13ページ、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため所有権移転2件を専決により受理いたしましたので報告いたします。</p> <p>14ページを御参照ください。</p> <p>以上、本日の審議は全て終了いたしました。</p> <p>何か御質問ございませんか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>御質問はないようですので、本日、委員の皆様にはお忙しい中、誠にありがとうございました。皆さんの御協力のおかげで、会長不在のときに私で無事終了させていただきます。</p> <p>これにて終了いたします。どうもありがとうございました。</p>

閉会時間 15時00分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

副会長

委員

委員